

○地方独立行政法人神戸市民病院機構 臨床研究審査委員会設置規程

(目的)

第1条 臨床研究法（平成29年法律第16号。以下「法」という。）における特定臨床研究および臨床研究の実施を推進するため、法第23条第1項に基づき、地方独立行政法人神戸市民病院機構神戸市立医療センター中央市民病院に臨床研究審査委員会を設置する。

(委員会の名称)

第2条 設置する臨床研究審査委員会の名称は、以下のとおりとする。
神戸市立医療センター中央市民病院臨床研究審査委員会

(厚生労働大臣の認定)

第3条 理事長は、臨床研究審査委員会の設置にあたっては、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

(組織)

第4条 臨床研究審査委員会は、法第23条第4項の要件を満たす者で構成する。
2 臨床研究審査委員会の委員は、設置施設の病院長が委嘱し、又は任命する。

(運営等)

第5条 臨床研究審査委員会の運営等については、神戸市立医療センター中央市民病院病院長が別に標準業務手順書として定めるところにより行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たり必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、令和元年10月24日から施行する。